

秋田市告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、
指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定
により告示する。

令和7年12月3日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所

株式会社秋田県酒類卸 取締役社長 松 倉 次 雄
秋田市卸町三丁目6番6号

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

代表者名を佐藤卯兵衛から松倉次雄へ変更

4 届出日

令和7年12月1日